

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和 8 年 8 月 3 1 日
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件（案）について、令和 8 年 7 月 15 日（水）から同年 8 月 13 日（木）まで御意見を募集したところ、27 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり要約して取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	（本体価格の上限価格が十分ではないという御意見） ・円安や物価高騰の影響を十分に反映していないのではないか。 ・簡易型電動ユニットの製造メーカーが 1 社しか無い現状では、利用者の状況によって性能差によるグレード、安価な機種を選択することも出来ず、補装具費の上限価格以下、補装具事業者の利益を少しでも、と利益無しで販売している状況。勿論、補装具費の価格に対して過大な利益は有るべきではないが、せめて自社で購入、取付けする場合の工賃分程度は見て頂く事はできないか。他	令和 7 年度に実施した補装具事業者における原材料の仕入れ価格等に関する調査結果を踏まえ、緊急応急的な対応として、他の種目に比して、構成材料の価格が著しく上昇している電動車椅子のみを、対象とするものです。 その使用財源についても、執行状況を勘案しつつ、令和 8 年度予算額の範囲内において、電動車椅子の購入に係る「本体価格」のみに限って例外的な緊急対応として実施するものであり、ご理解いただけますと幸いです。

	項目についても、原材料の高騰、為替リスクにより海外での生産価格は上がっているが、それでも販売価格をなんとか上げないように努力をしている。原材料、為替の話だけでなく、利益を圧縮してでも福祉機器を供給しなければならないと耐えている。補装具費の基準額について、さらなるご一考をお願いしたい。 ・本体価格の値上げについては賛成。しかし、現時点で車椅子の国内メーカーから9月受注分から値上げの連絡が入っている現状。公費価格の本体価格が上がっても、メーカー値上げで吸収されてしまい、販売店の利益は上がらないと言った構図ができている。特に重度障害の方が使用する電動車いすは販売業者のセッティングやシーティングなどが大事である。基本価格や採算費など、販売店の作業原価を回収できる項目の値上げの検討もいただきたい。 ・本体価格の上限価格の改定は有難いことだが、この一年を見ても部品価格の上昇は甚だしく、この改定でそれに対応できるとは思えない。車いす作製にはユーザーの身体状況、障害に合わせての様々な調整や対応が必要だが、それら人件費、車いす搬送等の諸実費についても目配り頂きたい。しっかりと調整して頂くことで、障害の悪化を防ぎ、身体機能が損なわれず、結果として介助費用、医療費等様々な負担が生じることを防ぎ、社会参加、就労、その他をより活発に、可能にできる。調整・	
--	---	--

	対応する義肢装具士のその製作調整にかかる人件費などの諸費用についても、配慮頂きたいと思う。	
2	（本体価格の上限価格が高額という御意見） ・ 原材料費の実勢価格を踏まえた基準額改定の必要性は理解できるが、そもそも公費負担なので全てをカバーする必要はないのではないか。任意保険制度ではなく国民の税金で運用している制度だと思うが、設定価格が高額なのが気になっている。予算が不足し、国民の負担が増えることがないようにしていただきたい。	今般の対応については、令和8年度予算額の範囲内において、例外的な緊急対応として実施するものですが、引き続き適正な補装具費支給制度の基準額の設定に努めてまいります。
3	（他の種目についても改定を行う必要があるのではないかという御意見） ・ 他の補装具についての改正も行うべきではないか。 ・ 昨年度実施した調査により、時間単価の平均値の増加率は義肢装具士で 5.7%、義肢装具士以外で 6.8%の人件費上昇、併せて原材料等価格調査による種目別の平均 10%以上上昇した他の補装具類も価格改定をなぜしなかったのか。今まさに令和7年度のデータに含まれていない中東情勢の不安定による資材のプレミア価格の急騰、輸入資材の高騰、資材入手コストや石油由来コストの増大、世の中全体の物価上昇など緊急性の高い外部要因も襲い掛かっている最中、令和8年会計年度始めに価格改定せず現在進行形の外部要因も考慮せず営業利益率平均 2.7%とする補装具製作事業者、補装具販売事業者とそのステークホルダーに	今般の対応については、他の種目に比して、電動車椅子の製作に要する部品の材料価格の上昇率が突出していることに伴い、利用者への支給に支障が生じるおそれがあることから、利用者への補装具の提供を維持するため、既定予算の範囲内で、極めて限定的にかつ緊急応急的な対応として例外的に実施するものです。 他の種目の基準額の改定に当たっては、 ・ 令和7年度に実施した光熱水費や原材料の仕入価格、従業員給与等に関する実態調査の結果に加え、 ・ 今年度実施している物価高騰の影響に関する調査結果 等を踏まえ、検討してまいります。

	対し価格据え置きで運営を求めるのは余りにも危険行為に思える。 ・ 電動車椅子は購入後の継続的な修理や部品交換が不可欠。原材料費や部品価格の上昇が本体価格に影響しているのであれば、修理基準額についても同様の価格乖離が生じている可能性がある。修理費、交換部品費等についても緊急に実態調査を行い、必要に応じて同時に基準額を改定するべき。	
4	（改定案の算定根拠について説明を求める御意見） ・ 実勢価格の調査方法を具体的かつ網羅的に明らかにしてほしい。 ・ 今回示された概要からは、各区分を約 10%引き上げる具体的な算定根拠を確認できない。調査した製品数・事業者数、調査時点、実勢価格の平均値や中央値、原材料費、部品費、人件費、物流費等の内訳、現行基準額との差額について公表してほしい。 ・ 電動車椅子の製作に必要な原材料費の実勢価格を踏まえ、本体価格の上限額を引き上げる方向には賛成。 一方、今回公表された概要には「原材料費の実勢価格を踏まえ」と記載されているだけで、価格調査の実施時期、対象とした原材料、価格上昇率、事業者数その他の具体的な算定根拠が示されていない。また、標準形及び簡易形の各区分について、おおむね一律に約 10%引き上げる根拠や、改定後の基準額が現在の実際の製作及び販売価格をど	今般の対応については、他の種目に比して、電動車椅子の製作に要する部品の材料価格の上昇率が突出していることに伴い、利用者への支給に支障が生じるおそれがあることから、利用者への補装具の提供を維持するため、既定予算の範囲内で、極めて限定的にかつ緊急応急的な対応として例外的に実施するものです。

	の程度カバーできるのかも明らかではない。利用者、自治体及び製作事業者が改定額の妥当性を検証できるよう、基準額の具体的な算定資料を公表してほしい。	
5	(賛成の意見) ・今回の「電動車椅子」の基準額の臨時応急的な対応(案)に賛成。補装具制度は、必要な方が必要な補装具を利用できるための制度。しかし、基準額と実勢価格の乖離によって、利用者が補装具の導入を諦めざるを得ない状況が生じていることを、現場では強く感じている。今回の基準額見直しは、そのような状況を改善するための重要な対応であり、ぜひ実施していただきたい。また、今回だけの臨時的な対応にとどまらず、今後も実勢価格を踏まえた継続的な基準額の見直しをお願いしたい。 ・電動車椅子の基準額を、原材料費の実勢価格を踏まえて引き上げる今回の改正について賛成。電動車椅子は、重度障害者にとって単なる移動のための道具ではなく、地域で生活し、外出、就労、社会参加などを行うために不可欠なもの。一方、重度障害者の中には、障害や社会環境などによって働く機会が限られ、生活保護を利用していたり、低所得の状態にある人もいる。そのような状況で電動車椅子の価格や修理費用が高額になれば、経済的な理由から必要な電動車椅子の購入を躊躇したり、故障や部品の劣化があっても修理を先延ばしにしたりすることに繋がりがかねない。特に電動車椅子は日常的に使用するものであり、必要	本案に賛成の御意見として承ります。引き続き適正な補装具費支給制度の運用に努めてまいります。

	な修理を十分に行えないまま使用を続けることは、利用者の移動の自由だけでなく、安全性にも関わる問題である。そのため、今回の基準額の引上げにとどまらず、今後も電動車椅子本体、部品、修理等の実勢価格を継続的に把握し、所得の状況にかかわらず、必要な電動車椅子を安心して購入・修理し、安全に使い続けられる基準額と制度にしていきたい。 ・補装具の基準額の改定を行うことは、市民の方の負担の軽減になるため、良いと思う。	
--	--	--

※上記のほか、34 件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。